

会議録  
令和5年第2回更別村議会定例会  
第2日（令和5年6月6日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第54号 更別村高校生等入学支援金支給条例制定の件
- 第 3 議案第60号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件
- 第 4 議案第61号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件
- 第 5 議案第62号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第 6 議案第63号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第 7 議案第64号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田 忠司	副議長	7番	高木 修一
	1番	太田 綱基		2番	安村 敏博
	3番	斎藤 憲		4番	斎藤 要子
	5番	小谷 文子		6番	荻原 正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村 長	西山 猛	副 村 長	大野 仁
教 育 長	細川 徹	農業委員会長	道見 克浩
代表監査委員	笠原 幸宏	総務課長	末田 晃啓
総務課参事	小寺 誠	企画政策課長	本内 秀明
企画政策課参事	今野 雅裕	産業課長	高橋 祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺 達弥	建設水道課長	石川 亮
保健福祉課長	新関 保	子育て応援課長	酒井 智寛
診療所事務長	岡田 昌展	教育委員会 教育次長	伊東 秀行
学校給食センター所長	小林 浩二	農業委員会 事務局長	川上 祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴  
書記 山角竹志

書記 村田弘治

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。  
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、小谷さん、6番、荻原さんを指名いたします。

◎日程第2 議案第54号

- 議 長 日程第2、議案第54号 更別村高校生等入学支援金支給条例制定の件を議題といたします。

産業文教常任委員会に付託しました議案第54号について委員長に審査報告を求めます。  
斎藤要子産業文教常任委員長。

- 斎藤要子産業文教常任委員長 おはようございます。第2回定例会において産業文教常任委員会に付託されました議案について6月5日、担当者の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第54号 更別村高校生等入学支援金支給条例制定の件は、高等学校等に入学した生徒の保護者を対象に入学支援金を支給し、経済的負担の軽減及び生徒の健全な育成を助長することを目標として、この条例を制定しようとするものです。

委員会において補足の説明を受け、質疑を行った後、討論を行いました。討論において、原案に反対する委員からは、事業内容には理解をするが、運用面での準備や進め方が不十分であり、時期尚早である。また、入学支援金としての支給について、目的に沿った用途にならないのではないかと。小中学生と同様にお祝金としてはどうかとの発言がありました。

一方、原案に賛成する委員からは、国においても子育て支援施策に重点を置いており、村からも早急に支援を進めるべきとの意見、また保護者の経済的負担軽減という趣旨に賛同する、それから住所要件など細部に留意し、規則等により不公平感がないよう配慮してほしいなどの発言がありました。

審議終了後、採決を行いました結果、原案に対する賛成者が多数のため、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

- 議 長 これで産業文教常任委員長からの報告を終わります。  
委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
議案第54号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 先ほど原案に反対する委員からの発言で、運用面での準備の進め方であったのですが、その運用というところのどういったことの運用ということを押えているのか、補足して説明願えればと思います。

○議 長 斎藤要子産業文教常任委員長。

(「休憩。議長、動議」の声あり)

○議 長 7 番、高木さん。

○7 番高木議員 休憩をお願いします。

○議 長 ただいま休憩動議が出ましたので、少し休憩したいと思います。

午前 10 時 06 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

4 番、斎藤要子議員。

○斎藤要子産業文教常任委員長 先ほどの太田議員の質問にご回答させていただきたいと思っております。

運用面での準備の進め方が不十分との意見についてですけれども、条例第 8 条において委任規定を設けており、規則を制定することとなっておりますが、支給方法などで現時点で想定されないケースについては、説明員より今後検討し整備するとの回答でした。こうしたことから、反対委員からは時期尚早との意見が出されていたところです。

以上です。

○議 長 太田議員、よろしいでしょうか。

○1 番太田議員 はい、よろしいです。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第 54 号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 54 号に対する委員長報告は可決であります。議案第 54 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は可決されました。

◎日程第3 議案第60号

○議 長 日程第3、議案第60号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第60号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,242万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,064万2,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから議案第60号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

令和5年度更別村一般会計補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,242万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,064万2,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

債務負担行為、第2条は、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条は、債務負担行為の変更は、第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条は、地方債の変更は、第4表 地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正についてご説明いたします。初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由といたしましては、共済組合財源率の確定及び人事異動に伴うものでございます。各科目におきまして予算の補正がございりますが、こちらにつきましては給与費明細書によりご説明いたします。

31ページをお開き願います。1、特別職、給料で47万4,000円の減額、共済費で28万3,000円の減額です。教育長の退職によるものでございます。

32ページをお開き願います。2、一般職、(1)、総括についてですが、給料で1,497万8,000円の減額、職員手当等で1,047万6,000円の減額です。人事異動等に伴うものでございます。共済費は、給料と同様の理由に加えまして、共済組合財源率の確定等により447万3,000円の減額です。手当ごとの補正後、補正前、比較の金額は、職員手当等の内訳をご参照願います。

33ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、34ページは給料及び職員手当の状況ですので、ご参照願います。

35ページから36ページまでは、給料及び職員手当等の科目別内訳です。人事異動に伴い、一般会計内におきまして職員の科目間の異動が発生しており、補正後の給料及び職員手当等の科目ごとの内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。まずは、歳出からご説明いたします。13ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、318万3,000円を追加し、補正後の額を5,183万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、人事異動及び共済組合財源率の確定に伴うものです。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、6,079万5,000円を減額し、補正後の額を6億6,032万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費。(2)、パートタイム会計年度任用職員等管理事務経費は、人事異動に伴う職員の会計間の異動及び共済組合財源率の確定によるものです。14ページをお開き願います。(3)、情報処理管理事務経費OA機器管理は、北電柱の更新に伴う光ケーブルの移設工事。(4)、庁舎維持管理経費は、役場庁舎のトイレ等の修繕です。(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、共済組合財源率の確定に伴うものです。

15ページを御覧願います。目3財産管理費は、317万1,000円を追加し、補正後の額を377万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、村有財産整備事業は、村有地であります旧国鉄広尾線跡地の支障木の伐採等を委託するものです。

目4地方振興費は、2億6,243万円を追加し、補正後の額を8億525万円とするものでございます。説明欄(1)、地域創造複合施設整備事業は、サラパーク周辺施設の外構整備等を行うため調査委託に関する業務委託。(2)、乗合タクシー運行事業は、更別村地域公共交通計画の見直し作成に関する業務委託。(3)、地方創生テレワーク事業は、十勝スピードウェイを3D化し、観光誘客を図るための助成金。(4)、デジタル活用支援事業は、地域活性化起業人制度を活用し、首都圏の企業から更別村に職員を派遣してもらうための負担金。(5)、更別スーパービレッジ構想推進事業は、自動運転、スマート農業、情報基盤整備等、各事業への助成金です。なお、(3)、地方創生テレワーク事業及び(5)、更別スーパービレッジ構想推進事業につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した事業であり、事業費の2分の1が国庫補助となります。

16ページをお開き願います。目7車両管理費は、340万円を追加し、補正後の額を5,068万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、公用車両購入事業は、公用車1台の更新です。

目8村有林管理費は、財源振替でございます。

項2徴税费、目1税務総務費は、109万9,000円を追加し、補正後の額を494万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、税務事務経費は、3年に1度行われます土地の評価替え事務を補助するパートタイム会計年度任用職員を採用するものです。

目2賦課徴収費は、6万9,000円を追加し、補正後の額を494万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、賦課徴収事務経費は、令和5年度税制改正に伴い特定小型原動機付自転車、いわゆるキックボードの標識、ナンバープレートのほうを作成するものです。

項3戸籍・住民基本台帳費、17ページを御覧願います。目1戸籍・住民基本台帳費は、149万1,000円を追加し、補正後の額を1,350万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、戸籍住民基本台帳等整備事業は、マイナンバーカード用プリンターの更新。(2)、マイナンバーカード普及促進事業は、令和5年4月1日から12月28日までの間、マイナンバーカードの交付申請を行い、令和6年1月31日までに交付を受けた村民の方を対象にどんぐり商品券3,000円分を配付するものです。令和6年1月末時点でマイナンバーカード交付率を92%以上を目標とし、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るため実施するものです。なお、(1)及び(2)につきましては、国の個人番号カード交付事務費補助金を活用いたします。

項4選挙費、目2道知事道議会議員選挙費は、87万2,000円を減額し、補正後の額を172万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、道知事道議会議員選挙経費は、執行残です。

目3村長村議会議員選挙費は、1,253万6,000円を減額し、補正後の額を261万円とするものです。説明欄(1)、村長村議会議員選挙経費は、執行残です。

19ページを御覧願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、678万2,000円を追加し、補正後の額を2億5,149万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、社会福祉センター維持管理経費は、社会福祉センターのロビーチェアを更新するものです。

(2)、社会福祉活動補助金等及び(3)、公用車両購入事業は、更別村社会福祉協議会で使用する移送事業用車両につきまして、当初村で購入する予定でしたが、赤い羽根共同募金の助成対象となったため、社会福祉協議会で車両本体を購入し、助成対象外のドライブレコーダーなどのオプション費用を村から社会福祉協議会へ助成し、社会福祉協議会で購入、取付けするものです。20ページをお開き願います。(4)、価格高騰緊急支援給付金給付事業は、食料費等の物価高騰の影響が大きい低所得世帯に対する支援として昨年度も支援しておりますが、今年度も引き続き行うものです。令和5年度非課税世帯を対象といたしまして、1世帯当たり一律3万円を支給するもので、給付費、事務費とも全額国庫補助事業となります。

目2福祉の里総合センター費は、446万6,000円を追加し、補正後の額を7,089万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、福祉の里総合センターのエアコン室内機のフィルター清掃。(2)、健康増進室整備事業は、健康増進室の機器、トレッドミルの購入更新です。

項2児童福祉費、21ページを御覧願います。目1児童福祉総務費は、1,293万8,000円を追加し、補正後の額を1億8,935万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、児童福祉事業経費は、公定価格の増額、入所者の増などによるものです。(2)、給食主食費無償化事業は、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備といたしまして、更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園、認定こども園どんぐり保育園で提供しております。

給食主食費の保護者負担分につきまして今年度無償化するためです。予算の積算といたしまして、更別幼稚園、園児29名、概算といたしまして15万3,000円、上更別幼稚園、13名で13万2,000円、どんぐり保育園で42名、75万6,000円としております。

項3 老人福祉費、目3 老人福祉推進費は、34万3,000円追加し、補正後の額を7,507万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、介護保険事業特別会計繰出金介護給付は、介護保険事業特別会計への繰出金です。(2)、介護職員初任者研修等費用助成事業は、介護保険サービスに係る雇用の確保、従業者の資質の向上、介護保険サービスの安定的な供給を図るため村内に所在いたします介護保険サービス事業者などの介護職員が介護に関する研修を受講する経費につきまして事業者等に対し助成するものです。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費は、1,461万6,000円を追加し、補正後の額を4,208万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、火葬場維持管理経費は、火葬場の霊台車の修繕。22ページをお開き願います。(2)、火葬場改修事業は、火葬炉の断熱扉耐火物の貼り替え、コンプレッサーの交換等です。(3)、地域脱炭素化促進事業は、令和4年度に策定いたしました地球温暖化対策実行計画に基づき、令和5年度に区域施策編を策定するものです。区域施策編は、村民のご意見を伺いながら地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるものです。

目4 診療所費は、544万6,000円を減額し、補正後の額を2億5,367万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、診療施設勘定への繰出金です。

目5 保健推進費は、37万円を追加し、補正後の額を3,299万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、母子保健事業経費は、不妊治療費に係る助成申請件数の増加によるものでございます。

23ページを御覧願います。項3 上水道費、目1 簡易水道費は、613万1,000円を追加し、補正後の額を1,904万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金は、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。議案第63号、簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でもご説明いたしますが、原油価格及び物価高騰等の影響を受けております事業者への支援といたしまして、業務用、営農用、酪農用で給水計画しております村内事業者の水道料金につきまして、令和5年7月から10月分までの4か月間、基本料金を免除するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施いたします。

項4 下水道費、目1 下水道費は、24万7,000円を減額し、補正後の額を1億1,575万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金です。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費は、72万7,000円を減額し、補正後の額を2,557万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、共済組合財源率の確定に伴うものです。

目2 農業振興費は、3,621万円を追加し、補正後の額を1億9,542万7,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、農業振興基金積立金は、大型国営事業等の償還に備え、基金を  
積み増すものとなります。国営かんがい排水事業新更別地区など大型国営事業に対応する  
ため、国営かんがい排水事業新更別地区の償還年度、令和17年度を予定しておりますが、前  
年度までに10億円を積み立てることを目標といたしまして、令和5年度から令和16年度ま  
での間、毎年2,900万円ずつ積み増しするものがございます。なお、10億円は目標積立額で  
あり、当該年度の予算状況に応じて積み増し額は増減する場合もでございます。24ページをお  
開き願います。(2)、農業振興補助金等は、土づくり推進事業助成金及び暴風雪被害再建整  
備資金利子助成金でございます。土づくり事業助成金につきましては、1件300立米、全体  
で2万立米を上限として増額するものがございます。

目4 畜産業費は、425万6,000円を追加し、補正後の額を2,590万2,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、村営牧場維持管理経費は、入牧頭数の増加により肥料散布の必要面  
積が増加したためです。(2)、畜産クラスター事業は、令和4年度に実施いたしました酪農  
家飼料価格高騰対策事業につきまして、令和5年度も引き続き農協と連携して実施するも  
ので、酪農家32戸、養鶏農家1戸に対しまして、飼料高騰対策といたしまして令和5年4月  
1日を基準として、酪農家は1頭当たり2,488円、養鶏農家は4万8,000円助成するもの  
でございます。

目5 ふるさとプラザ費は、1,247万5,000円を追加し、補正後の額を3,837万2,000円とする  
ものがございます。説明欄(1)、ふるさと館維持管理経費は、ふるさと館の屋外トイレ及  
び窓サッシの修繕、食品加工研修室の冷蔵庫、冷凍庫、チーズ熟成庫の購入、処分。25ペー  
ジを御覧願います。(2)、ふるさと館改修事業は、ふるさと館の食品加工研修室の床修繕で  
す。

款7 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費は、1,733万7,000円を追加し、補正後の額を  
9,383万9,000円とするものがございます。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事  
業補助は、令和4年度も実施いたしましたが、令和5年度も引き続き更別生活応援クーポン  
券を村民1人当たり5,000円分を配付するものです。事業費につきましては、新型コロナウ  
イルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用いたします。

目3 観光費は、281万4,000円を追加し、補正後の額を3,298万9,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、カントリーパーク改修事業は、カントリーパークのパークゴルフ場の  
スタート台の改修。(2)、地域おこし協力隊事業(観光分)は、協力隊員の住宅借り上げ料  
の増額に伴うものです。(3)、観光・物産総合振興事業は、北広島市のボールパークで8月  
4日金曜日に実施いたします十勝のPRイベント、ボールパーク“やっぱり”十勝D a yに  
関する費用です。十勝管内18町村が参加するイベントといたしまして、ボールパークエスコ  
ンフィールドに更別村としてブースを出展し、物産品の販売、PRを行うもので、ナイター  
の観客のほか、各種メディアにも取り上げられることを想定しており、全道、全国へ十勝、  
更別村のPRが期待できるものであります。

26ページをお開き願います。款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費は、19万円を追加し、補正後の額を464万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、土木管理事務経費は、大型複写機のプリンターヘッドの修繕です。

項2 道路橋りょう費、目1 道路維持費は、11万6,000円を追加し、補正後の額を9,139万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路維持補修経費は、道路維持作業員の通勤に係る費用弁償です。

目3 道路新設改良費は、4,973万2,000円を追加し、補正後の額を3億3,330万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路改良舗装事業単独は、更別東1条線ほか村道の舗装強化、歩道改修、道路改良を行うものです。

27ページを御覧願います。項3 住宅費、目1 住宅管理費は、915万1,000円を追加し、補正後の額を2,072万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、村営住宅等維持管理経費は、曙団地の植栽の伐採。(2)、村営住宅等改修事業単独は、花園団地などの外壁防水工事です。

目4 賃貸住宅建設促進費は、960万円を追加し、補正後の額を960万円とするものでございます。説明欄(1)、賃貸住宅建設促進事業は、民間事業者に対する賃貸住宅建設への助成金です。現在単身者用の住宅に空きがなく、引き続き需要が見込まれるため民間賃貸住宅の建設を促進するためです。

款10教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費は、291万3,000円を追加し、補正後の額を3,724万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、高校生等入学支援事業は、高等学校などに入学した生徒の保護者を対象に入学支援金を支給するものです。子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てできる環境整備の一環といたしまして、新たに高校生等入学支援金制度を創設し、高校生などを持つ保護者の経済的負担の軽減を図るため、1人当たり現金5万円とどんぐり商品券5万円分を支給するものです。

28ページをお開き願います。目2 事務局費は、528万8,000円を追加し、補正後の額を1億1,947万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、人事異動等に伴うものです。

項2 小学校費、目1 学校管理費は、76万5,000円を追加し、補正後の額を1億7,376万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、こどもの安心・安全対策緊急支援事業は、スクールバスに車内置き去り防止安全装置を設置するものです。

29ページを御覧願います。項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費は、14万円を減額し、補正後の額を5,279万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、共済組合財源率の確定。(2)、幼稚園運営経費は、職員の通勤に係る費用弁償です。

項6 保健体育費、目2 体育施設費は、811万円を追加し、補正後の額を7,165万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、運動広場維持管理経費は、肥料、除草剂等消耗品の追加、運動広場のグラウンド整地用具の更新。(2)、コミュニティプール改修事業は、コミ

ユニティプールのろ過器用ろ材の交換。(3)、トレーニングセンター改修事業は、農業者トレーニングセンターの地下燃料タンクの改修です。

目3学校給食費は、1,373万9,000円を追加し、補正後の額を4,171万4,000円とするものがございます。説明欄(1)、学校給食センター維持管理経費は、調理機器の故障が複数発生しているため追加するものです。

30ページをお開き願います。(2)、学校給食センター改築事業は、学校給食センターの改築に関する基本設計の委託です。学校給食センターの改築につきましては、全員協議会で何度かご説明させていただいておりますが、改めて概略をご説明いたします。現在の学校給食センターは、昭和54年11月に竣工し、43年が経過しております。平成7年に大規模改修を行っておりますが、施設、設備が老朽化してきているほか、帯広保健所から衛生基準を満たしていないと指摘されており、改築等を含め検討してきました。その結果、敷地に余裕があり、効率的な運営が行える更別小学校敷地内に新たに整備するものがございます。スケジュールは、令和5年度基本設計、6年度実施設計、7年度工事着工、8年度稼働開始を予定しております。(3)、給食費無償化事業は、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉費総務費でご説明いたしました更別幼稚園などの給食主食費の無償化と同様、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備といたしまして、村内の小学校、中学校の学校給食費について本年度無償化するものです。予算の積算といたしまして、更別小学校、上更別小学校を合わせて児童139名、年間2万7,200食、概算で530万円、更別中央中学校、生徒85名、年間1万6,570食、概算で510万円としております。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。9ページをお開き願います。款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金は、216万円を減額し、補正後の額を263万7,000円とするものがございます。子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備として学童保育所につきまして、今年度児童1人につき月5,000円の保育料を月2,500円とするため、学童保育所入所者費用徴収金が減額するためです。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料は、96万8,000円を追加し、補正後の額を524万8,000円とするものがございます。村営牧場の入牧頭数の増加により牧場入牧使用料が増額するためです。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、1億5,584万円を追加し、補正後の額を5億51万5,000円とするものがございます。歳出でご説明いたしました各事業に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金、個人番号カード交付事務費補助金です。

10ページをお開き願います。目2民生費国庫補助金は、525万7,000円を追加し、補正後の額を7,918万9,000円とするものがございます。公定価格の改定、入所者の増加などにより子どものための教育・保育給付費交付金が増額するためです。

款15道支出金、項2道補助金、目1総務費道補助金は、152万4,000円を減額し、補正後の

額を2,353万9,000円とするものでございます。地域づくり総合交付金については、歳出でご説明いたしましたが、更別村社会福祉協議会で使用する移送用事業用車両につきまして、赤い羽根共同募金の助成対象となったため減額するものです。

目2民生費道補助金は、188万1,000円を追加し、補正後の額を4,877万円とするものでございます。民生費国庫補助金同様、公定価格の改定、入所者の増加などにより子どものための教育・保育給付費交付金が増額するためです。

目5教育費道補助金は、52万5,000円を追加し、補正後の額を68万5,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしましたスクールバス車内に置き去り防止、安全装置の設置に関する北海道の補助金です。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、サッチャルベツ川改修工事に伴う村有地を売却するものです。

款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、5,990万円を追加し、補正後の額を9,680万円とするものでございます。企業版ふるさと納税の申出が複数の企業があったためでございます。

11ページを御覧願います。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財産調整基金繰入金は、1億8,689万円を追加し、補正後の額を3億1,703万6,000円とするものでございます。財源不足を補うため、財政調整基金を追加するものです。

目5農業振興基金繰入金は、1万4,000円を追加し、補正後の額を521万6,000円とするものでございます。農業振興基金の利息見合い分です。

款20諸収入、項5雑入、目4納付金は、13万3,000円を追加し、補正後の額を80万円とするものでございます。パートタイム雇用保険料について、保険料率の変更によるものです。

目5雑入は、15万8,000円を追加し、補正後の額を1,312万円とするものでございます。サッチャルベツ川改修工事に伴う立木補償費、肥料購入料の増加、ボールパーク十勝Dayにおける物産品の売上げ収入です。

款21村債、項1村債、12ページをお開き願います。目4過疎対策事業債は、450万円を追加し、補正後の額を1億1,330万円とするものでございます。乗合タクシー運行業務委託事業が過疎対策事業債の対象となったことによるものです。

歳入のご説明は以上となります。

次に、第2表、債務負担行為についてご説明いたします。4ページをお開き願います。債務負担行為につきましては、記載されているとおりでございます。国営かんがい排水事業新更別地区（令和5年度）は、期間の事業完了の翌年度に償還（事業工期：令和5年度から令和16年度まで）、限度額を6億5万円とし、新たに設定するものです。

次に、第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。5ページを御覧願います。債務負担行為補正につきましては、記載されているとおりでございます。暴風雪被害再建整備資金利子助成金（令和4年度）が令和5年度から令和28年度までの期間について、終期を令和28年度から令和29年度に補正するものです。

最後に、第4表、地方債補正につきましてご説明いたします。6ページをお開き願います。地方債補正につきましては、記載のとおりでございます。過疎対策事業債は、補正後の限度額を1億1,330万円とし、補正後の限度額合計を6億4,486万7,000円とするものでございます。乗合タクシー運行業務委託事業について、過疎対策事業債の対象となったためでございます。

なお、一般会計補正予算（第3号）予算資料といたしまして、建設事業調をお配りしておりますので、ご参照願います。

令和5年度更別村一般会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。

○議長 長 お諮りいたします。

議案第60号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 22ページ、衛生費、目3環境衛生費、説明欄の（3）、地域脱炭素化促進事業の委託料についてお聞きしたいというふうに思います。

まず、国は重要な成長戦略としてカーボンニュートラル脱炭素社会を強く推進しております。市町村においても、再生利用エネルギーの利活用は重要な課題になっているというふうに思います。また、二酸化炭素は環境への影響も大きくて、近年では地球温暖化が原因とされる自然災害も多発しております。脱炭素の取組は急務であるというふうに考えております。近年、十勝管内の鹿追町ですとか上士幌町などにおきましては、積極的な取組が進んでおりまして、また本村につきましても令和3年9月にゼロカーボン宣言を行い、脱炭素に着手されていると思われま。

今回地域脱炭素化促進事業として委託料が追加計上されております。今回の補正額も非常に大きなものがあります。具体的に、先ほども説明ありましたが、どのような業務の内容なのか、もう少し詳しく説明をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまのご質問ですけれども、まず国の成長戦略としまして強く推進をされているカーボンニュートラル、脱炭素社会は地域の課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地域活性化を目的としておりまして、その方法として検討されているのが地域

資源である再生利用エネルギーを活用し、地域の経済を活性化させるという新たな取組の推進ということになっております。

本村につきましても、令和3年9月にゼロカーボン宣言をし、脱炭素に向けた取組に着手をしたところでございます。現時点の取組状況ですけれども、ゼロカーボン宣言以後に環境省や先進町村への聞き取り調査、そして令和4年度、去年ですけれども、環境省の補助金を利用しまして、二酸化炭素排出量の現況調査、排出要因の確認、住民アンケート調査及び地元企業への聞き取り調査、再生利用エネルギー利活用の可能性調査、また将来推計の想定などを実施してきました。その令和4年度の調査結果を見ますと、住民の多くが自然災害などの環境への影響を心配しておりまして、脱炭素への取組が必要である、そういった意見が多かったのですが、その一方でその取組には個人負担が大きく、何らかの支援を望む声があったという結果になってございます。この調査結果を踏まえまして、令和5年度につきましてはゼロカーボンの実現に向けた計画策定費を計上させてもらっております。ゼロカーボンは、行政だけで進めることは困難でありまして、地域住民や地元企業とともに、更別が一丸となって進める必要があるため、その必要な予算を計上してございます。

具体的な委託内容ですけれども、まず3点ほどありまして、まず1点目に脱炭素実行計画の区域施策編の作成ということになります。昨年に実施した調査結果に基づきまして、どのような方法でゼロカーボンを達成するか。その基本となる計画の策定を行います。例えば公共施設を省エネルギー化して、建物の断熱構造やボイラーや換気システムの改修などによりましてCO<sub>2</sub>の削減を図る、そういったことですか、自動車やトラックなどに水素などの利活用も検討し、またさらに住民と一体となった推進をするために太陽光発電や蓄電池、電気自動車などの普及促進のため、補助金の創設についても検討したいと考えてございます。

2点目でございますけれども、脱炭素先行地域の採択を目指した計画書の作成ということになります。環境省では、全国の市町村で約100か所程度の先行地域を選定し、補助率4分の3という高い補助率にて脱炭素を強力に推進することとしてございます。昨年からは始まった新しい事業になりますけれども、既に北海道の自治体でも選定をされておりまして、積極的な推進を進めてございます。全国的に応募が殺到しておりまして、採択を受けるのは非常に厳しいと、難しいという話を聞いておりますけれども、本村についてもその採択に向けまして挑戦をしていきたいと考えてございます。

最後、3点目でございますけれども、ゼロカーボンを進めるためには、建築や設備、そして電気、再生エネルギー関連の技術的な知識、そして経験が必要となります。また、国の様々な省庁による補助事業の知識も必要とされておりまして、そのためほかの自治体では業務量の増加により専門部署を設置する状況も聞いております。さらに、ゼロカーボンを進めるためには、行政と住民がともに進める必要があると考えます。様々な情報や計画など、住民の方に周知、PRするなど、情報提供することが重要でありまして、当然住民との合意形成も不可欠であると考えております。そのために、いろいろな様々な業務がこれから発生する

と思いますけれども、その業務についても今回の委託業務に含めて実施をしていきたいと考えてございます。民間企業の力を借りながら、住民とともにゼロカーボンに向けた委託業務となりますけれども、目的達成に向けて進めていきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 どうもご答弁ありがとうございます。非常に分かりやすかったと思います。

少し踏み込んだ形で質問させていただきますけれども、建築的な側面からお話を聞かせてもらいたいというふうに思います。

先ほど建物の改修等のお話もございました。ゼロカーボンを達成するためには、やっぱり建物などの省エネルギー化がやっぱり不可欠なのかなと思っております。そのためには、多額の改修費用が必要となるというふうにも思っております。また、水素の利用の場合は、先ほど水素のお話ありましたけれども、プラント建設施設とか、あるいは維持管理など数億円の費用が非常に必要になるのかなというふうにも考えております。仮に建設費に国の補助金が充当されても、その後の維持管理、ランニングコストにつきましては、非常に村の大きな負担になるのかなというふうにも考えております。ゼロカーボン宣言によりまして、その実現に向けて計画を進めていると思いますけれども、その財源をどのように確保するのか。これは、今回委託設計をする上で、やはり発注者側としてきちっとまとめておかなければならないと思いますので、その辺の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 昨年、令和4年度ですけれども、調査をした結果ですけれども、二酸化炭素排出量を想定して、また住民アンケート調査を踏まえてゼロカーボン達成に向けた将来ビジョン、これを作成しました。そのゼロカーボンを推進するための一つの方針としまして、公共施設関連の省エネルギー化を掲げてございます。その理由としましては、全国の地方自治体では公共施設の経年劣化による更新費用が莫大となっております、その財源確保が大きな課題となっております。これは、更別も同様な課題となっております。

そこで、更別村公共施設等総合関連計画、この計画では将来的に建築系の公共施設、これが346億円の更新費用が必要になると試算をされております。今後は、計画的な更新が必要になると思いますけれども、その改修工事費や維持管理費を目的とした補助金の確保は非常に難しいという状況ですので、これを今回のゼロカーボン計画と連携をし、環境省の採択を受け、その補助金の財源を確保しまして、省エネルギー化と老朽化の更新を実現していきたいと考えております。老朽化対策が早急に必要施設、または二酸化炭素排出量の多い施設など、優先順位を選定し、計画的、経済的な更新工事を実施し、脱炭素を実現したいと考えております。その財源確保のためには、今回の委託業務におきまして脱炭素先行地域、これの応募をして、何とか採択を受けて実施をしていきたいと。そのための計画策定費も盛り

込んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、水素利用に関しましては、先進地の市町村や民間企業とも打合せをしておりますけれども、ご指摘のとおり現在の技術をもってしても、プラントなどの建設費、これは数億円の費用が必要になると聞いております。ただ、現時点では水素は一般的には普及しておりませんし、費用対効果を考えてもすぐに導入することは現実的ではないと考えてございます。ただ、しかしながら、十勝では先ほどもお話ありましたけれども、水素を利用した取組は進んでおりますし、更別だけで費用対効果が得られない場合については、近隣町村と連携するなど、またランニングコストを抑える手法、そして新しい技術を採用するなど、様々な方法を検討したいと考えてございます。水素利用は、数年先になるかもしれませんが、地域住民や地元企業とともに、その利用方法などを検討しまして、更別村の活性化に寄与していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 ほか、この件に関して関連の方、質問あるでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 では、次改めてほかの質問をお願いいたします。質疑ありませんか。

3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 15ページ、更別スーパービレッジ構想推進事業、ここに2億3,700万円という、当初予算から見ても数パーセント、非常に大きな予算がぼんと書かれていて、まず多少この内訳について、全員協議会である程度説明があったのですが、もう一度ご説明をお願いします。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまの斎藤憲議員のご質問にお答えしたいと思います。

本事業につきましては、内閣府のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用しましたSociety5.0という事業の申請となっております。

中身といたしましては、1つ目ですけれども、移動に係る事業の実装を目指したものとなっております。事業費につきましては、9,787万円となっております。自動運転、様々な交通の事業を行うものではございますけれども、更別村で行っております交通事業につきまして、サービス化を図るためにも事務の推進を図るということを目指してやっていくものでございます。

2つ目でございます。スマート農業に関する事業でございます。現在1次産業の農業の分野では、人材の不足、農家戸数の減少、農地の拡大といった様々な課題がございます。この課題の解消に向けまして、スマート農業をロボティクス、AIといった最先端技術を活用して、少しでも労働時間の減少であったり、収入の確保、また安定的な収量の確保を目指していくものでございます。事業費につきましては、9,566万円となっております。

3点目でございます。現在データを活用した事業、デジタル田園都市国家構想の中でも事業を進めているところでございまして、今後データがどんどん、どんどん現状大きくなって

いるところもございます。そのため、本村でブロックチェーンを活用しました分散ストレージシステムということで、最先端技術を活用いたしまして、今後個人のデータも含めまして、村でしっかりと管理、安全にできるデータの保存方法、あとは流通させる仕組みが必要であるということを考えまして、そのハードディスクの整理をするものでございます。個人情報の管理につきましては、様々な場面でご意見をいただいているところでございます。しっかりと管理できるよう、物理的な面でも、あとは情報リテラシーの面でも、またご指摘を何度かいただいております企業のリテラシーの関係も含めまして、しっかりと執り行うということで考えております。事業費につきましては、2,500万円となっております。

4点目でございます。こちらは、現在令和4年度に整備しました共助Wi-Fiの整理がございます。市街地エリア、無料で使える通信環境を整える。また、安全で情報の通信ができるように今後個人情報の取扱いも含めまして、しっかりとしたセキュリティーを構築しなければいけないと。また、新しい技術としまして、衛星通信の活用を進めたいと考えております。実際には、昨年も雪害の関係で光回線が相当数切断されて、農村地域の皆様に影響が出た場面もございました。また、市街地でも有事の際には切れない通信環境がどうしても必要になってくるということを考えまして、衛星通信を活用しまして、セキュアな通信を行うために、最先端技術を活用して様々な研究機関と一緒に構築するものでございます。事業費につきましては、1,920万円となっております。

本事業の内容については以上となります。

○議 長 3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 詳細な説明ありがとうございます。

この支出の方法なのですが、これは先般立ち上がったソーシャルベンチャーの会社、ソーシャルナレッジバンク社を通して支出されるということなのでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 斎藤議員のおっしゃるとおり、ソーシャルナレッジバンクに対しての助成事業で事業の実施をさせていただくことになっております。

○議 長 3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 そうしますと、このソーシャルナレッジバンクというのがどういうコーポレートガバナンスをしているのかと。出資者がどれだけで、帰結点がどこにあるのかということは非常に、巨額な資金がそこを通っていくわけですので、ぜひ教えていただきたいと思えます。全員協議会資料では、15社が既に出資していて、資本金が850万円とありますが、会社の謄本によれば資本金40万円ということは、残りは資本剰余金ということで今処理しているというふうに思われます。業務執行社員、株式会社という取締役にあたるのは4名というか4団体、更別村とヤマジョウとティー・ワイと、そして長大であるということで、これはそれ以外の社員という、専門用語になりますけれども、出資者がその後集まってきて、850万円まで来たと、こういう理解、これはよろしいでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 15社の出資で850万円となっているところでございますけれども、実際には4月の時点で出資されている企業が15社となっております。4社となっているところにつきましては、当初の立ち上げ時の村内企業と、更別村での立ち上げ時の4社の企業ということでご理解いただければと思います。業務執行社員の関係につきましては、更別村を含めまして、村内の企業4社、当初立ち上げ時の4社、あとは大きな出資をいただいている企業となっておりますので、実際に合意形成の部分につきましては、当初の4社プラス大口の出資をいただいている業務執行社員をもって合意形成を行うものでございます。また、内容によりましては、15社全員で社員総会を行って決める部分もございまして、業務の内容を決定する際には、そのわけをもって進めていくこととなっております。

以上でございます。

○議 長 3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 こんがらがるといけないので、私が取得した会社の謄本によれば、業務執行社員が4社、4社と長大ではなくて、長大を含めた4社となっております。長大、更別村、ヤマジョウ、ティー・ワイなのですが、これでいいですね。まず、確認します。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 現状の謄本の中については、当初立ち上げの4社が載っているものでございます。その後、総会を行っておりまして、その4月の時点では数社の業務執行社員をもって執行役員会のほうを執り行っているということになります。

○議 長 3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 ここ、私の手元で6月2日に、先週金曜日に発行された謄本があつて、そこではまだ4社なのですが、登記が遅れているということでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいま司法書士の先生にその辺の謄本の内容の書換え等をお願いしている最中でございますので、まだ書換えのほうは進んでいないということになっております。

○議 長 3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 細かいことを聞くようですけども、合同会社というのは非常に自由に定款を決めて運営できることになっております。定款自治という考え方が徹底しておりまして、ただこういうのを見ただけではどういうふう運営されて、誰に、どこに強い決定権があるかというのが見えてまいりません。それで、大変時間を取って恐縮ですが、質問しておるのですが、社員総会について定款で決議している、決めていると、そういうことになります。今社員総会という言葉がありまして、これも定款に決めないと存在しないものなので、決めておられるということかと思えます。そうすると、個別様々なものについて業務執行社員で決められる、原則的に全社員の同意が必要な、何も決めていなければ最初の定款のことと、それからかなりたくさんあります。そういうことについて、定款でどのようなになっているのかということは、今後の運営で、まして億単位のお金を扱うわけですので、非常に

重要なことかと思えます。そうすると、まず定款の変更はもし定款で最初に決めていなければ、全社員の同意が必要となりますが、これだけいろんな会社に入っているといふとあまり現実的でない。そうすると、これは別段の定めをすることができるのですが、そういったものは、定款の変更についてどうかということ。

それから、業務……。

○議 長 暫時休憩します。

午前 11 時 41 分 休憩

午前 11 時 41 分 再開

○議 長 では、再開いたします。

○3 番 齋藤憲議員 ほかに定款の定めによって大きく違うのは、業務執行社員が4団体でなくて、もっと増えているということですが、業務決定権は業務執行社員の過半数をもって決定するというのが原則で、しかし定款に別段の定めをすることもできる。例えば更別村に特に大きな決定権を与えるというようなことも可能ですが、定款でどういうふうになっているのかということ。

一緒に答えられないかもしれませんが、あと利益の分配についても定めていないと、利益が出た場合に当然出資金に比例するということになりますが、何か定款で定めがあるのかどうか。

それから、決算は3月ではないかと、別であるかもしれませんが、決算書、当然社員、出資した会社はそれを閲覧する権利があるわけですが、決算については公開する考え方でいるのかどうか。

取りあえずこれだけお伺いします。

○議 長 答弁調整、暫時休憩します。

午前 11 時 43 分 休憩

午前 11 時 46 分 再開

○議 長 再開いたします。

ここで昼食のため午後1時半まで休憩といたします。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど齋藤憲さんから出されました質問に対する村側の答弁をお願いいたします。

今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 斎藤憲議員の質問にお答えしたいと思います。

まずもちまして、一民間企業の内容で回答できる部分とできない部分がございますので、その点ご理解をいただいた上で、こちらとしても回答させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

村といたしましても出資を行っておりまして、業務執行社員の立場を有しております。また、議決権を有していることとなりますので、意見等もしっかりと村の立場を持ってお伝えするということで考えております。業務執行者として本事業の推進がしっかりと図れるように、管理運営が適正に行われるよう関与していく考えでございます。

定款の変更のご質問でございますけれども、業務執行社員の同意が必要となっております。また、全ての業務執行に関しましても適正に行われるよう、業務執行社員は今9名となっておりますけれども、その9名のチェック機能が働くものとなっております。

3点目、利益の分配の件と決算情報の公表の件なのですが、まだ決まっていない部分もございますので、今回発言は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 どうもご答弁ありがとうございます。

最後にもう一つだけ、村のお考えをお伺いしたいと思います。

この会社の代表社員、俗に言う社長に当たる者が株式会社長大となっております。長大は、この会社から事業を受注するということにもなって、両側に長大がいる。いわゆる利益相反の形があるわけです。もちろん利益相反が全部いけなくはないわけではなくて、そういう場合にはほかの業務執行社員の同意が必要であるというような規定によって契約を交わすことは何の問題もないわけですが、やはり外から見たときに利益相反に見えるということはあるわけですが、この点について村の考えを伺いたいと思っております。

○議 長 この件に関しまして、今の答弁と、それともう一つは村がこれからソーシャルベンチャーにどのようにしっかり関わっていくかをきちんと示してもらった段階で、この質問及び答弁は終わりたいと思っておりますので、よろしく答弁をしてください。

今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 村としても、業務執行社員の立場を有しておりますし、適正な進捗管理等を図れるように関与するものでございます。村としても、その都度出向いて意見等を伝えているわけでございますし、予算の執行等についても業務執行社員9名のチェック機能が働いているということで、村としても村の財務規則等々にのっとり、しっかりと関与をさせていただきますと思っております。

助成事業ということもあって、助成の中身が適当に執行されているかどうかにつきましても財務規則等で定めがございまして、管理、決定をしっかりとやっていきたいという考えでございます。

斎藤憲議員の質問にありました利益相反の関係につきましては、もちろん契約行為が決議されるときには、その会社は除くという方向でなっておりますので、その辺もご理解いただければなと思っております。

○議 長 それでは、ソーシャルベンチャー企業に対する質問はこれで終わらせていただきます。

このほか補正に対する、デジ田でもほかの事業に対してはいいですけども、質問を受けたいと思います。

2番、安村さん。

○2番安村議員 同じく15ページの関係の地方創生テレワーク事業に関してお伺いさせていただきます。根拠といいますか、その考え方を質問させていただきたいと思います。

私の個人的な見解かもしれませんが、これは数年前に観光も含めてさらべつまるごとブランディングどうするかという部分での説明を受けて、その計画案も示されたということで、これは手元に用意させていただいたのですけれども、さらべつまるごとブランディング計画、令和3年3月ということで、北海道更別村ということで作成しております。これについては、どちらかという観光も含めて、まちづくりも含めてということの大枠の中の計画になっていて、その中でも、申し訳ございませんけれども、今回のテレワーク事業の十勝スピードウェイの部分、これはちょっと趣旨は違うのかもしれませんが、3D化するという補正の提案でございますけれども、ちょっと違和感といいますか、せっかくそのブランディング計画を立てていて、計画自体の調査も含めて数千万円の予算措置を講じてということで現在に至っているわけですが、そしてなおかつ計画もつくられた。では、観光も含めてどうするかという大枠の思惑がそこに働くというふうに思っているのですけれども、今回3D化、マップ化するというところでございますけれども、僕はもっと全体的な部分での計画案あってもよかったのかなというような気がしているのですけれども、その点今回十勝スピードウェイに限定されたという形のご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 安村議員のご質問にお答えしたいと思います。

本事業、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の中でもテレワーク交付金事業ということで、テレワーク交付金、サテライトオフィスの建設によって、そちらに進出されている企業との連携、地元企業との連携によって構築される事業で、官民連携して事業に取り組むことでの様々な相乗効果を狙ってのものとなっております。

村としても、そういった企業からの提案があった際に何らかの村のメリット等々をお示しした上で、例えばですけども、知名度の発信力の向上ですとか、あとは観光者の誘客の関係ですとか、それに関連する道の駅等々の連携ですとか、そういったところも含めて意見のほうを言わせていただきながら、本事業の申請に至っているところでございます。

ブランディング計画でございますけれども、観光全体の内容となっているわけございま

すけれども、スピードウェイ、数少ない観光資源ということで、何らかの形で村の発信力、または知名度向上、観光誘客が図れるようにと考えて、デジタルを活用して様々な展開が見込まれるということで支援を行うものでございますので、積極的にそういった事業の活用を行いながら有利な財源をいただいて、村の発信力に努めていただければなというところもございますし、村としてもブランディング計画の中で計画がされている内容につきましてもしっかりと取り組んでいかなければいけないのかなと思っておりますので、そのような形で本事業の提案をさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明は説明として理解できる部分はあるのですが、ちょっと残念だなというふうに思っています。

全体的には、このブランディング計画については、村内構想があるのです。その中でどうしていくかという部分での一環として、申し訳ないですが、更別の全体の観光の知名度アップあるいはPR、それと新たな物づくりという部分の壮大な計画になっている中で、ぽつんと十勝モーターパークだけが3Dで1,500万円の予算措置をする。これ、ある意味では、それはそれでベンチャー企業の提案に基づいて実施する、それはそれなりに理解できますけれども、私は根底的にあるものは、やっぱり村づくりであったり、そういう計画性のある中でどう組み込んでいくかというのが一番大事な要素だと思っております。そこがぽつんと、十勝モーターパークだけ出てきました。では、悪いけれども、十勝モーターパーク、人、物、あるいは村の活性化含めて、観光も含めて、では今現在の部分の現状を踏まえてどれだけ改善できるのか。それだけで本当に改善できるのかという形になると思うのです、極論から言えば。そうすることも必要かもしれないけれども、それに付随する部分をしっかりとつけていかないと、これは単発の事業で、ただ3Dマップ化したよ、全国にいろんな人がいますから、いろんな部分で利用される可能性あるのですけれども、それはそれとして、やっぱりもっと全体的な村づくりという根底を考えた中で、まず計画性をもう少し強く発信してほしい。

それと、これに基づいての、せっかくデジタル田園都市ですから、いろんな部分の3Dマップ化、今、土地の3Dマップ化も含めてという提案も既にありますので、やっぱりそれを全体的な観光地の3Dマップ化、あるいは拠点づくりの中のPRも含めて、それを網羅した中でのやっぱり計画であってほしい。だから、これをベースにして、さらなるやっぱり追加予算というか、補正予算があって、やっぱり村づくり、この村の駅づくりをどうするかというものもしっかり示していただきたいと思うのですけれども、その点の考え方もう一度確認させてください。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 今回、地方創生テレワーク事業につきましては、村に進出している企業からの提案を受けてということで、先ほど参事からの説明はそのとおりでございます。

安村議員おっしゃるように、村づくり、全体的な構想という計画ということにつきまして

は、当然、全体的な、第2の道の駅ということで村長の公約の中にも入っておりますけれども、そういったことを踏まえながら考えていかなければならないと思っております。ただ、なかなかすぐに村民の方の合意を得られるというものではないので、そういったところ、村民の方の考え、ご意見等を踏まえながらいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 もう最後にしようと思ったのですが、副村長が重要なことを言ってくれましたので、もう一言言いたくなりました。

村民の合意ということを考えれば、ではこの十勝スピードウェイ、基本的に住民の合意、ある程度得た中で進めているのですか。疑問を呈します。

実質的には、やっぱりそういうものを全体的に網羅した中で、まして今、副村長が言ったように、地方創生が絡んでいるというのであれば、もう少し地方創生としての全体枠を示して、それに附帯した事業計画というものを僕は示すべきだと思うのですが、その点の考え方をもう一度確認させてください。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 失礼しました。

今、村にある観光資源を活用するという意味での十勝スピードウェイ、地方創生テレワーク事業ということになります。

一方で、別の次元といたしまして、村の活性化、市街地活性化、そういったところも踏まえての計画というのをまた別途考えていかなければならないというふうに考えております。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 考えていかなければならないというご回答いただいたのですが、考えていかなければならないのでなくて、もう計画が出ているわけですから、しっかりそこを移行に移していただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃるとおり、ブランディング計画とか、そのとおりでありまして、私も、今回公約で第2の道の駅、まちのえき構想もありましたので、やっぱり安村議員さんから、ほかの議員さんからもそのブランディングについて、やっぱり実効性を持って、計画があるのだからしっかり実現しなさいということでありましたので、その第一歩としてしっかり、今おっしゃられた点をきちっと肝に銘じてやっていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今、テレワーク事業ということで、これは地元でテレワークとして入って

いる企業が提案をして、村がそれをいいよね、というふうにしてこの事業を一緒にやってきましたと。それは、十分理解します。

ただ、内容としては、今、十勝でサイクリングのトカプチ400も含めて様々な事業をたくさんやっていて、それも含めた中で企業に話しかけをして、こういう事業もどうなのと、こういう事業もどうなのと、それをするのが当たり前であって、企業が利益を求めて、やる事業だけ採択しますみたいな説明にしか聞こえないので、だからこそブランディング計画を今後も5年、10年、長期的に、もう何もやっていないけれども、まだ続いて計画がのっているわけですから、それをやるために予算があるから、テレワークのその予算がある企業が来たからやってもらいましょう、この発想はまずいと思います。

だから、基本的、それはせつかく来たのであれば、今、観光の中でいろんな部分のことがたくさんあるわけだから、それも連携した中でその企業さんやってもらえませんかとお願ひする。それぐらいの気持ちを持って村側が対応していただかないと、この予算を使う意味がないと思います。だから、それによって企業側がプラスになるのかマイナスになるのか、そこはちょっと微妙ですけれども、だからそこは調整ですよ。それぐらいまでやっぱり発想を広げた中での事業展開というのをしていただかないとならないのかなというふうに思っていますので、企業からの提案があったから受けました。この説明はもう最低です、悪いですけれども。そこをしっかりと村側として、今後、全体的な観光資源も活用した、テレワーク事業も含めた企業の民間が参入する事業に向けてどういう取組をしていくかという長期的な気持ちも含めて、その辺をやっぱり説明してもらわないと、それは申し訳ないけれども、認めるわけにはいかないということを……。

それについて、若干答弁をよろしくお願いします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 今回デジ田等々につきましては、当然何のためにやるのか、何のための事業かというのは地方創生に……。要は、今後の更別に資するものという意味合いでの事業だというふうに認識しております。

ですので、今回地方創生テレワーク事業ということで、まず一旦、1つとしてのまず観光ということでの取組ということでご理解いただければと思います。

また、おっしゃるように、なかなか企業側から提案を受ける、地元企業からの提案を受けて、その提案内容を事業化するという意味合いでいきますと、なかなか提案というのは難しいのかもしれませんが。こちらのほうとしても、補助金であるとかデジ田で関連する企業等とお話ししながら地元企業への還元、どういった事業ができるのかというのを検討した上で、地元企業と連携しながら、そういう観光という面も含めて進めていきたいというふうに考えております。

ブランディング計画につきましては、これが全ての観光計画ではないと思いますので、ある意味ブランディング計画にとらわれずに、全体的に今後の地方創生に資するような事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今回の説明を聞いていると、企業側からこういう事業をやりたいよと提案を受けたのですよね、村側は。そして、その事業はこのテレワークの事業にマッチするよねということでオーケーを出したのですよね。だから、そこを言っているだけであって、それを受けるときに、ほかにもこういう事業も絡めてとかという、広げた意味の提案だとか、細部まで協議をしたのかということを知っているだけであって、それを聞いているだけです。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのご質問でございますけれども、事業の構築に当たっては、もちろん私たちの村としての立場で計画提案、国に対して行うまでにつきましても、しっかりと意見のほうは言ってきたところでございます。また、全体的な波及効果ではないのですけれども、本事業でも細かな内容ではございますけれども、デジタルサイネージを設けて、村内の飲食店、企業、商店の皆様の情報等々も発信できるような形で事業のほうを進めていくというふうになっております。

私たちが意見を言うところにつきまして、至らない点があるのかもしれませんが、今後こういった事業がどんどん、どんどん積極的に進むということでの地方創生という形はしっかりと行っていくべきだと思っておりますので、この案件にとどまらず、様々なご提案をいただいて積極的に国に対して提案ができるようにできればと考えておりますので、何とぞご理解をいただければと思います。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 17ページ、戸籍住民基本台帳費の説明欄の(2)番、マイナンバーカード普及促進事業について、いま一度確認をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

今般補正ということで、マイナンバーカード普及促進業務委託料ということで、どんぐり商品券も含めてということで、普及活動を説明では92%以上を目標に推進したいということの補正予算の提案がございました。

それで、今日のお昼もNHKで非常に話題になっているのですけれども、マイナンバーカードの発行に対して、更別はどういうクレームといいますか、何かそういう部分のクレーム、何か問題点、どうなのかという部分、あるかないか、その確認を、まず1点目させてください。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまのご質問となりますけれども、デジタル化の推進に伴いまして、マイナンバーカードにつきましては国から強くカードの取得を行政側がなされてきたということでもあります。

本村につきましては、将来的にマイナンバーカードの必要性と利便性が高まると想定を

したところから、令和4年度当初からカード取得を推進して努めてきたところでございます。その結果ですけれども、令和5年4月末時点で交付率は82.7%と。道内では、これ順位でありまして言いたくはないのですけれども、道内では10位と。全国でも64位という高い位置になってございます。

それで、先ほどご質問ありましたマイナンバーカードの登録ミスと申しますか、そういったご質問でございますけれども、ここ数日間、ニュースなどで様々な情報が報道されておりますけれども、その内容については同姓同名の誤りですとか口座のひもづけの誤りとか、様々な状況が生じていると思われまして。個人における登録ミスの有無、確認については、本人のカードとパスワードがないと中身を見ることができませんので、役場では独自で調べることができない状態にはなっています。

ただ、現時点でのお話ですけれども、住民の方もしくは総務省のほうから更別でミスがあったという、そういう報告は受けておりません。

しかしながら、新聞報道で今後さらなる問題点が生じてくると、そういったおそれも指摘されておりますので、総務省などからその辺の調査、訂正依頼があれば、適切な対応に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 なかなか内容的に確認できない部分があるのかもしれませんが、その点回答しづらいというか、回答できない部分あるかもしれませんが、心配されているというのは、国もそうですけれども、普及を急いで、いわゆる同姓同名だとかそういう類いのものは別として、やっぱり登録、未成年者の登録や何かについての登録のミスだとか、今、パターンのにはいろんな部分出てきているのです。それと、保険証との結びつき、そして公金というか、そういう口座の対外的な登録ミスで公表されてしまうとか、結構そういう部分が問題になっているのです。いわゆる個人情報に対するものの保護がしっかりできていないという中で、早急なる対応を取って、これは問題あるよねというのが、今、議論になっている最大のポイントなのです。ですから、更別村として確かに92%推進したいという気持ちは分かりますけれども、やっぱりひもつきだとか未成年者の子のマイナンバーカード登録だとか、あるいは公金と申しますか、税の還付金だとかと、そういう口座の結びつきだとか、そこをしっかりとデータ化して、しっかりとやっていただかないと、まず問題は起きると思うのです。これからの問題ですから、使っていくという部分では、実質的にそういう部分があるのではないかと思うのです。それと、やっぱり保険証との類いですね、来年度か再来年度か分からないけれども、マイナンバーカードに一本化しましょうという一方的な通達で実施しようとして、これ実質的には高齢者に向けてという部分は非常に問題起きる。僕もそうでしたけれども、登録するときに、マイナンバーカードやったときに、住所、3つ暗証番号書かれて、一番最後の、もう途中になって50%以上の普及率になったときは同一ナンバーでもいいよという話。あまり言ってしまうとおかしいのですけれども、いいよという指示受けた

のですけれども、私が一番最初に受けたとき、もう10年前ですから、受けたときは、暗証番号の同一番号駄目ですよ、全部書いてくださいということで書いたのですけれども、いざ今回保険証や何か使おうとして入れたら、自分の暗証番号が分からないという、こういう類いになって、今は同一ナンバーになっているというのがありますけれども、それはいい悪い、いろんなこと起きると思います。生じると思います。同一ナンバーになってしまえば、やっぱりセキュリティの問題で、1つだから全部公表されてしまうということもあるでしょうけれども、その点しっかりと踏まえた中でやっていただかないと、やっぱり住民が十分理解した中で普及させていかないと、国と同じように前のめりでどんどん、どんどん行くよと言っても、いろんな弊害が出るし、これから利用するという住民の間違いも生ずる可能性がありますので、その点しっかりとやっぱり精査しながら進めていただきたい。92%も分かりますけれども、そこはしっかりとやっていただきたいということで、要望も含めてお願いしたいと思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 マイナンバーカードにつきましては、交付につきましては窓口に来ていただいて、窓口のほうで時間をかけて、村民の方と話をしながら登録をしております。ですので、ミスにつきましては人がやることですので、あってはならないと思いますけれども、なるべくミスをしないように窓口で対応しながらやっているということをご理解いただければと思います。

また、登録した内容につきましては、仕組み上、こちらのほうで村側で確認はできませんので、そういったことも含めまして窓口で丁寧に対応させていただいているというところでございます。

現在報道等でマイナンバーカードに公金の受け取りとか口座、そういったところにつきましては、登録すること自体について、村でどの口座を登録したのかとか、そういったところは把握できませんので、申し訳ないのですけれども、そこは総務省、そういった管理しているところに対してそういう要望といいますか、そういう懸念等を伝えながら今後やっていきたいと思っております。

また、今後保険証とマイナンバーカード一体化というところになりますので、当然高齢者の方の取扱い、そういったところにつきましても総務省に要望しながら取り組んで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ご答弁ありがとうございます。

心配されるのは、やっぱりいろんなパターンで、ただマイナンバーカードを作るということだけでなく、いろんなひもつきが出てくるという部分の附帯事務が発生する、あるいは附帯する個人情報が入ってくるということがありますので、基本的には今日も問題になっているのですけれども、結局お話し合いをしているのだけれども、本人が納得しない中でももう結

びついているという実態があるという今日報道もありました。ですから、そこは丁寧に、やっぱり今、強要ではないので、まずマイナンバーカードを持ってくれということで推進しているはずですから、あまり健康保険と結びつくだとか、何を結びつけるという強要だけは絶対しないでほしい。もし必要であれば、そういう面、しっかり同意を得ながらやるような形でお願いしたいと思います。

これを最後にします。

以上です。

○議長 長 大野副村長。

○副村長 議員のおっしゃるとおり、こちらのほうでひもづけ等を強要するものではないので、そこはしっかり窓口で村民の方のご意見をお聞きしながら対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 関連して1点だけ説明いただきたいのですが、先ほど間違わないように窓口で一生懸命に対応しているというお話でございました。ただ、現場としてその辺、本当に手違いがないか、これだけニュースで報道されていると、住民の方もかなり不安なのかなと思っております。そういう部分を何とか村民の方、不安ないように説明をしていただきたいと思うのですが、その対応の方法と、もう一つ、今回額は82万円ほどですが、促進事業として委託料を予算計上されております。その辺の促進するために村民の方が不毛にならないような手続を進めるという部分で、どういうふうに関連を進めていくのか、その辺について改めてお話をお願いしたいと思います。

○議長 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 先ほどもお話はしましたけれども、本村の窓口のほうで登録の手続は、現在のところないという情報は入っております。

ただ、今後総務省のほうで調査をかけて、万が一そういったミスも発生する可能性もあることから、その辺はチラシや広報などで一度周知を図りたいとは考えてございます。

それと、もう一点、今回のマイナンバーカードの普及促進事業ですね、この中身ですが、先週6月2日、先ほどもお話ありましたが、参議院の本会議でマイナンバーカードの法改正が可決されました。その内容については、2024年、来年の秋になりますけれども、マイナ保険証に移行するということが決定された。そういったこともあって、今後運転免許証ですか、これも来年に統合されるという話もありますので、本村としましても特に、先ほどお話のありました高齢者の方に来年になってから保険証に切替えになって混乱を招かないように、今から少しずつ住民の方に周知をして、少しでも申請率が上がるようにしていきたいと考えているのです。

そして、先ほどお話ありましたけれども、なぜ商品券なのかというお話もあると思うのですが、ここ1年間、住民の方と対応しまして、担当が一生懸命説明をしながらやって

きたのですけれども、特に高齢者の方はカードは必要ないと。そして、パスワードも管理できないし、ポイントも使えないというお話があるのです。では、高齢者はどうしたらいいのだというお話の中で、商品券だったら非常に便利だと、そういうお話を何度も聞いたものですから、今回に限っては新しく申請をしても2万円のポイントもないですし、では村独自で申請があった場合、3,000円を付与して、そして高齢者の多くの方に接続をしていただきたいと、そういう思いで今回予算を補正させていただいたと、そういうことになっています。

なおかつ、このマイナンバーカードの普及率については、今後交付税のほうにも反映されると、そういう話も今出ております。そして、財源的な話になりますけれども、今回の予算、全て国の補助対象ということで、100%補助になりますので、ここはご理解をいただきたいなと思っております。

以上です。

○議 長 4番、斎藤要子さん。

○4番斎藤要子議員 15ページの更別スーパービレッジ構想推進事業との関連で、小さいことなのですが、質問を1つさせていただきたいと思っております。

高齢者をターゲットにしている、例えば現役層、子育て世代のためのサービスに乏しいとか、そういう意見をお聞きすることがありました。1つ、そういう意見の中からご紹介したいものがありまして、こちらとの関係でご意見をお伺いしたいと思っております。

スーパービレッジ構想のサービス対象を現役世代へと広げてほしいとの要望にも応える何名かの方からお聞きしたアイデアです。ご高齢の方にスマホをお持ちいただくのであれば、GPS機能を利用して、例えば認知症になられても、どこでどうされているのか見守るサービスのようなものがこれまでありました。ひやくワクなどにあれば、料金がこの後1か月何ぼと設定されたとしても、ぜひ使いたいとの現役世代の方のご意見をお聞きすることがありました。こうした見守りのようなことにソーシャルベンチャーなどで広げていくようなお考えは、広がりとしてないかどうかお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのご質問でございますけれども、見守り機能につきましてですけれども、既存ウェアラブル端末とスマートメーターで行っていますが、それは居場所が特定されている場所での確認ができますよというところでございますけれども、今実際にいろいろなGPSの機能のついた、民間でもサービスを行って見守りを行っていたり、徘徊の方に対しても、そういったGPSの機能のついたものを常につけていただいている見守りみたいところはあろうかと思っております。実際現役世代、高齢者の方を見守る世代の方に対してのサービスとして、スマートフォンの活用、そういった拡大を図るところについては、今後検討することは可能だと思いますので、ただ料金の設定のところはまだ今年中に定めていくということでお話はさせていただいているところではございますけれども、そのランニングコストですね、マネタイズ含めて、収支の関係を含めてしっかりとサービスの設

計をしなければいけないというところもございますので、検討させていただいた上での、個別にでもお話をさせていただければなと思っていますし、住民の要望が多くあれば、ひやくワクサービスの拡大につながるところもございますので、そういったご意見をどんどんいただければなと思っていますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議 長 4番、斎藤要子さん。

○4番斎藤要子議員 ご説明ありがとうございました。

ご意見をくださっている方がご自身のお母様、お父様をご心配されて、機械の使い方を質問しに、お母さんの代わり、お父さんの代わりに見えながらおっしゃられた意見だということをお耳に入れていただければと思います。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 19ページ、社会福祉の関係で、今回社会福祉協議会が赤い羽根で自動車を購入するよという話がありまして、3月だったかに福祉の里の関係で防災倉庫を造るよということで予算づけをされていて、そして今回この車の車庫も設置するよという話を聞いたのです。だから、それが3月の予算の中に組み込まれ、ただ予算資料としては、地図的に防災倉庫しか載っていなかったもので、その辺も含めて、今回村で買う予定だった車の倉庫、車庫を村が建てて、そして赤い羽根で購入した社会福祉協議会の車を入れるのかどうなのか。その辺は、村の車を入れるのか。その辺は、詳しい内容は分からないのですが、その辺について一度説明をいただければなというふうに思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の件なのですけれども、当初予算の段階で、まず社会福祉協議会のほうで移送サービスですとか、いろいろと使っている車両について手狭になってきているというようなことで、車両を増やしたいということがまずありました。その中で、社会福祉協議会も今回の共同募金ですとか24時間テレビだとかのいろんな様々なものにも応募はしながら、増車について検討はしてきておりました。ただ、予算編成の段階でその結果が出ていなかったものですから、ただ車両についてはその二、三年前からも要望だとか、こちらの現場を見ながらだとかの中で対応したいというようなことがあったものですから、その応募したものが外れても、村のほうでその部分はしっかり対応したいというようなことで、まず当初予算に車両を1台分というようなことで、今回補正全額落ちているのですけれども、諸経費込みで430万円ほどのものを当初まず上げさせてもらいました。それと併せて、今回車両が1台ということと、現在の今の車両の管理状況からいって、温泉の入り口の軒先とか、そういうところだとか、適正な管理の関係で車庫がやっぱり足りないということで、それも併せて1台分、車を入れるところを計画しておりました。その後、今回新年度入ってから車両購入しようとしたところ、今回共同募金のほうで、赤い羽根のほうで車両が更別村で寄贈されるというようなことが決まったものですから、当初の予定どおり、それは寄贈したものを優先して、村の地域づくり交付金も活用はしていたのですけれども、そちらを今回落

とすというようなことで、今回はそういう予算になっています。

ただ、今回赤い羽根も車両の購入価格の助成というような中身になっていまして、1台が丸々来るとはなっていないで、車両購入費の75%だったかな、7割ほどぐらいの分の助成ということなので、残り自己負担が出てきています。それプラス、諸経費ですね、登録ですとか、もろもろの諸経費を足しますと、120万円ほどやっぱり不足してしまうものですから、その分は今回社会福祉協議会に助成をした上で、社会福祉協議会のほうで所有してもらおうと。ですので、当初の予定では、社会福祉協議会で取得できればいいのですけれども、駄目であれば村のほうで購入したものを貸与するというような考えだったのですけれども、結果的に社会福祉協議会のほうで直接取得できることになりますので、その不足分については村でも支援していこうというようなことで今回上げさせてもらっています。ですので、車庫についても今後必要として、これから今、整備することになっておりますし、車両につきまして、これ年内には入るかなと思うのですけれども、購入して、社会福祉活動が充実するように考えております。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 車両の購入については、それほど、今、問いているわけではなくて、防災倉庫を造りますよと。3月の予算でのっけていただいて、その地図には車庫の地図は載っていないで、そしてもともとそこには車庫を造るのだよという考えがあったのかどうなのかということで、今回年度が替わって、先日入札がありましたよね、車庫の部分の。だから、そういうことも踏まえて、その車庫の建設も含めて、その後の管理は村がするのか。車は社会福祉協議会だよと。そして、車庫は村のものだよと。そして、そこに社会福祉協議会の車を入れて管理していくよと。その辺の仕組みもいろいろと出てくるので、その辺の整理を聞きたかっただけの話なので、その辺をはっきり……。車両はどこが買おうが、それについては問題視はしていないので、その辺の回答を的確にお願いします。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 失礼いたしました。

当初予算で防災倉庫と車両の車庫ですね、その2つが当初予算から計上させてもらっています。防災倉庫につきましては、保健福祉課のほうで必要とする災害時のストーブですとか発電機ですとかを置く場所ということですので、村が使用する予定になっておりまして、場所的には渡り廊下の中庭というか、そちらの部分に設置する予定であります。

車庫につきましては、あそこの施設自体が全般が村の施設になっておりますので、建物も含めて村の所有にして、社会福祉協議会のほうに貸し付けるというようなイメージになるかと思えます。昨年だったでしょうか、同じ中庭のほうに物置だとかも建ててはいるのですけれども、そちらも村の所有で建てて社会福祉協議会のほうに貸与するというような形で活用しております。いずれにしましても、社会福祉協議会というのは社会福祉活動ということで独自の収入がなかなかない団体でありますから、やはり村も責任持って、基盤的な部分

については整備させてもらいまして、活動が充実していけるようにというように考えております。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 29ページ、体育施設費の関係でご質問させていただきます。

説明欄にコミュニティプールの改修事業ということで補正400万円計上されてございます。これについては、プールのろ過器用のろ材の交換工事ということでございますけれども、記憶に新しい、数日前、コミュニティプールの臨時休館が3日ほどございました。この要因は、多少確認をさせていただいたら、水道水というか、水の汚水といたしますか、茶色く濁るといことが原因でという部分も確認をさせていただいた結果があるのですけれども、それについては1回でなくて、多分2回、そういう汚水といたしますか、水道水が濁ったという実態があると思うのですけれども、この補正でそれらの部分が回避できるのかどうかも含めてご説明いただければありがたいと思います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 安村議員のご質問の関係ですが、今回5月27日だったのですが、プールの貯水槽というものがあまして、貯水槽に水をためるためのセンサーがあります。そちらの不都合があったため、上水道を使って水を貯水というか、プールのほうに流し込んでおりました。そのことによって、上水道のほうから一気に水が使われる関係で、ウォーターハンマーというような状況が起きたということで、そのことによってそういう水道水が濁るといようなことがありました。そのため、今回、その貯水槽に水をためるためのセンサーが原因かということで分かりましたので、その部分に関して修繕を必要になったものですから、その修繕のために休館をさせていただいて、修繕をさせていただいているところでございます。

今回のこの修繕の部分に関しましては、当初見ておりましたプールの修繕費のほうで修繕をさせていただいているところで、今回の補正の部分に関しましてはろ過材の交換の部分だけという形になっているところです。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 心配されるのは、ウォーターハンマーという、いわゆる突然発生するような原因がということで説明受けたのですけれども、これはプールだけの問題ではなくて、やっぱり上水道を使うと言って、多分、近隣住民の水道にも私は影響出たように聞き及んでいるのですけれども、それらの、いわゆる附帯したそういうものが発生するということは、これは極力避けていかなければいけないと思うのです。ですから、どこかでやっぱり、今、緊急避難的に上下水道のものを引き込んだと。それはそれで解決策としては理解できるのだけれども、それが恒久的な解決にはつながらない。もしかすると、もう一度そういうものが起きた場合に、またそういう上水道から引っ張るとい形になれば、一般的には休止しているものを引き込むという形ですので、さびだとかいろんなものが発生している可能性はあるのですけれども、ただ心配されるのは、やっぱり近隣住民の飲料水等にも影響が出るとい

うことを、複合的にしっかりつかんだ中で対応していかないと駄目だと思うのですけれども、これはもしかすると建設水道課長になるかもしれませんが、その点の解決策、しっかりやっぱり図っていただくようお願いというよりも、対策を打つべきだと思うのですけれども、その点の対策についてのご回答を求めます。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 ただいま説明の中にありましたウォーターハンマーの症状なのですけれども、こちらにつきまして急激に水道の水圧が上昇した場合に水道管の中で起きる症状となっております。そういったものが水道管の中に起きますと、管の中に堆積したり付着していますさびと汚れが舞い上がりまして、各家庭とか、ほかの給水先のほうに紛れ込んでしまうというような症状となっております。

今回のプールの件につきましては、先ほど説明ありましたセンサーがかなり経年で劣化しておりまして、遊びがないような状況でございました。通常であれば、水が上水道から貯水槽のほうに流入するに当たって、徐々にその水が閉じるような形、ソフトに閉じるような形だったのが、経年により遊びがない状態でぐっと閉まるような状態になりまして、それに伴い水圧が急激に上昇してウォーターハンマーにつながったというようなことになっております。

プールの管理の事業者さんからもお話、確認させていただきましたが、そちらのほうを更新することによって、そういった症状がなくなるというふうに確認しておりますので、今後はそういったことは起きないというふうに確認しております。

以上でございます。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 30ページ、学校給食センター改修工事の業務委託事業、ここについて若干お話を聞かせていただきたいというふうに思っています。

先日も含めて、今の給食センターの状況を見させて、報告も受けながら話を聞いたのですが、さすがに衛生上、業務上、もとないなという状況の中、職員も含めて、皆さん一生懸命対応をしていただきながら給食を提供しているという状況であるのは十分理解をします。だからこそ、早期に給食センターの改築、これはやっぱり進めないとならないということで、基本計画、これを立てることに対しては予算的には何一つ異論はありませんが、問題は今後の長期的な考え方を含めた中で、中学校の改修もありますよと。上更別と更別の小学校の統合は考えにくいのかなというふうには思いますが、様々な状況も考えられるのだから、基本計画で規模と使う燃料、先ほどいろんな予算の中で脱炭素の関係、この燃料を使うとなると、相当建築に予算が上がってくることもあるわけで、その予算組みの在り方も含めて、どうやっていくのかというところがなかなか見えてこないなと。もともと基本計画ですから、今後実施計画に向けて様々な調整は進めていくのだろうと、それは思うのですが、まだいろんな部分で課題がたくさんある中で、今、小学校の空きスペースにここが最適ですということで教育長説明されましたけれども、だからそれが本当に適正なのかも含めて、もちろん基本計

画ですから、変更も可能だろうと思うのですが、もうちょっといろんな部分で検討するところがたくさんあるのかなと。だから、基本計画ですから、予算をつけて、いろいろな企業や周りや地域住民から意見を聞きながらつくっていくことに多分なと思うので、それに関しては構わないのですが、実施設計となると、これはなかなか変更も難しいというところもありますので、今後の基本計画を進める中、方向性というものを一回示していただければありがたいというふうに思います。お願いします。

○議長 小林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 学校給食センターの改築の関係でございます。

これについては、昨年の2月に全員協議会のほうで教育委員会の基本的な考え方を示させていただいております。場所につきましては、午前中、副村長のほうからもお話のありました小学校の敷地内と。当時も説明申し上げたのですが、中学校の敷地については現状建設スペースはないということで、小学校の校舎に接続すれば、今の中学校と同じように配送先を1か所省略できるということで、それも含めてのご提案でございました。また、当時面積のほうも想定している面積としてはおよそ690平方メートル程度というお話をさせていただいております。想定事業費のほうも当時説明をさせていただきまして、スケジュール的にはそのときは令和5年度に実施設計、令和6年度本体工事と、令和7年度に入って旧センターの解体という説明を申し上げさせていただきました。

さらに、昨年の9月なのですけれども、同じく全員協議会のほうで基本設計を入れさせていただきたいというお話もさせていただいております。現実的に考えますと、今年度選挙もございまして、今回政策予算ということなので、スタート時期がどうしても遅れてしまいます。スタートが遅れた中で実施設計となると、年度内の完了は困難だろうという判断をさせていただきます。また、実施設計に入る前に概略のほうをきちっと固めたほうがその後の実施設計のほうでスムーズに進めていけるという判断をしまして、今年度基本設計、令和6年度に実施設計、令和7年度本体工事、翌年度に解体ということで、1年期間が長くなってしまいますが、そのような計画で現在考えてございます。

それで、もちろん課題については、この後検討しなければならないことがたくさん出てくると考えてございます。場所につきましても、およそこの辺ということでは考えている部分もございまして、実際にそこが果たして適正なのかどうなのかも含めて、基本設計の中で事業者とも、また本村の建築担当とも協議を進めながら、一つ一つクリアをしていきたいと考えてございます。

また、規模のお話もございました。現状、当時説明したとおり、700平方メートルを切るぐらいで考えてございますが、これについても中の設備ですとか、使う燃料の種類で、また設備も変わってきますので、その辺についても今後詰めていく必要があると考えてございます。

燃料のほうにつきましては、先ほど来様々な事業で脱炭素のお話、ゼロカーボンのお話出てございますので、その部分を当然視野に入れながら、果たしてそういう施工が可能なのか

どうかも含め、財源についても環境省のほうでこれらの環境に関する補助金等がございます。ただ、年々補助要件がかなり厳しくなっているところ、それとスケジュールがかなりタイトということもございまして、こちらについても本村の建築担当のほうとも調整をしながら、可能かどうかも含めて進めていきたいと考えてございます。

いずれにしても、設備の部分、おおよそ栄養教諭のほうとも設備については具体的な話を、今、詰めている最中でございます。そういったものも含めて、果たしてどの面積が適正なのか、燃料についてはどれが可能なのか、そういったことを基本の中で課題をクリアしながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 最後に1つ確認をさせてください。

当初予定していた建設予定額と、今の現状の脱炭素も含めた、そして物価高騰も含めた、材料高騰も含めて、これで何割ぐらい、今の現時点で上昇しているという、その部分についてはある程度把握をされていると思うのですが、その辺はどれぐらいなのでしょう。

○議 長 小林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 まず、設計部分については、資材等々は特に関係ございませんので、設計については、さして変わらないと考えてございます。

ただ、本体工事につきましては、ご承知のとおり資材高騰が著しい状況ですので、おおよそ2割は上がるだろうと考えてございます。

また、脱炭素の部分の設備に関しましては、昨年2月の全員協議会でも質問いただきました、当時具体的に言うと例えばヒートポンプですとか、ヒートポンプを入れるだけで2億円ぐらいになるのではないかというお話もさせていただいておりました。ほかにメジャーな部分になりますと太陽光という部分もございしますが、太陽光についても数千万円かかると見込んでございます。そのヒートポンプと太陽光、例えば2つ合わせると2億円は超えてしまうのだろうということで考えております。これに国の補助金が採択されたとしても、恐らく半分は手出しですとか、そういった形にはなろうかなと思っておりますので、財源的にも設計から解体工事まで含めると、昨年説明した金額より1.6倍ぐらい増えると考えております。当然、村の財政に影響もかなり出てきますので、財政担当のほうとも話を進めながら、どこまでが可能なのか、そういった部分も一つ一つクリアをしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今回改築ということで、改修ではないので、新しく建てるわけですから、今後も30年、40年、そこを活用していくとなると、若干予算がかかったにしても、やっぱりきっちりしたものをつくっていかないとならないだろうと。あと財源の問題とかもいろいろ、脱炭素の予算もあるだろうし、いろんなこともたくさん活用できるのかどうなのか、そ

の辺は分かりませんが、そこはあまり妥協をしないで、ちゃんとしたものを造るところに集中をしていただかないと、給食というのは安心、安全の一番の中心になってくるころなので、学校教育の中でやっぱり給食が中心になっていくところを鑑みると、そこはちゃんとしたものを造るのであればやっぱりやっていくしかないのだろうなど。ただ、そこはあとは財源と削減できるものと、その辺の見極めを職員の皆さんや住民から声を聞きながら進めていってほしいなということを伝えて、質疑を終わります。

○議 長 小林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 今、高木議員おっしゃられたとおり、安心、安全というのは最優先の事項でございますので、そこに目がけて適正な施設、また必要なものは必要、絞れるところは絞りながら、適正な施設の建築に向けて調整、協議を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議 長 細川教育長。

○教育長 小林所長の言ったとおり、私も説明を受けまして、一番大事なところだなということなので、大至急、この給食センターの建てることに対して教育委員会としても頑張っていきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時午後2時50分まで休憩をいたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案第61号

○議長 日程第4、議案第61号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第61号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条として、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ543万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,536万4,000円とするものであります。

まず、歳出のほうからご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。款1総務費は、543万7,000円を減額し、補正後の予算額を5億1,293万8,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして、(1)、総務管理経費、節2給料は、人事異動に伴い減額するものであります。節3職員手当等は、人事異動に伴い増額するものであります。節4共済費は、人事異動及び共済組合財源率の確定に伴い増額するものであります。節18負担金補助及び交付金は、人事異動及び負担金率の確定に伴い減額するものであります。なお、8ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。説明欄(2)、総務一般事務経費、節4共済費は、共済組合財源率及び負担金率の確定に伴い増額するものであります。説明欄(3)、フルタイム会計年度任用職員給与等、節2給料及び節3職員手当等は、基本給の確定に伴い減額するものであります。節4共済費は、共済組合財源率、標準報酬及び負担率の確定に伴い増額するものであります。節18負担金補助及び交付金は、基本給の確定及び負担金の確定に伴い減額するものであります。

続きまして、歳入に移ります。5ページをお開きください。款5繰入金は、544万6,000円を減額し、補正後の予算額を2億7,714万6,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つようそれぞれ額を調整しているものであります。

款7諸収入は、9,000円を増額し、補正後の予算額を81万9,000円とするものであります。項1雑入、目1雑入、説明欄、看護補助員等雇用保険料納付金は、負担金率の確定に伴い増額するものであります。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第62号

○議 長 日程第5、議案第62号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,950万8,000円とするものであります。

それでは、最初に事業勘定の歳出から申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思っております。款3地域支援事業費、項2包括支援事業・任意事業費、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等27万3,000円の減額、(2)、職員等人件費47万3,000円の減額は、職員共済組合負担金及び職員退職手当組合負担金の確定に伴う減額であります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。歳入につきましては、歳出の職員人件費減額に伴う減額補正となるものであります。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金(その他事業)は、28万6,000円の減額であります。

款5道支出金、項2道補助金、目2地域支援事業交付金(その他事業)は、14万4,000円の減額であります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金(その他事業)は、14万3,000円の減額であります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、17万3,000円の減となるものであります。

7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第62号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第63号

○議 長 日程第6、議案第63号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第63号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

まず、1ページをお開きいただきたいと思えます。収益的収入及び支出の収入であります。第1款簡易水道事業収益は、151万5,000円を追加し、補正後の額を1億4,085万9,000円とするものであります。

項1 営業収益、目1 水道使用料は、613万1,000円を減額し、補正後の額を8,070万1,000円とするもので、原油価格及び物価高騰等の影響を受けている事業者への支援として、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用することによって、水道料金の用途が業務用、営農用、酪農用の基本料金の免除を4か月分実施することに伴い減額するものであります。

項2 営業外収益、目2 一般会計補助金は、613万1,000円の皆増であります。水道料金の用途が業務用、営農用、酪農用の基本料金免除の実施により減額となる水道使用料分を一般会計より繰り入れるものであります。

目4 長期前受金戻入は、151万5,000円を追加し、補正後の額を4,988万3,000円とするもの

であります。令和4年度に取得した資産額の確定に伴う増額であります。

続きまして、支出についてであります。款1簡易水道事業費用は、128万2,000円を追加し、補正後の額を1億5,363万8,000円とするものであります。

項1営業費用、目3総係費は、職員の異動に伴い78万6,000円を追加し、補正後の額を1,986万7,000円とするものであります。節、給料で39万5,000円、節、手当で69万6,000円をそれぞれ増とし、節、賞与引当金繰入額で3万4,000円、節、法定福利費引当金繰入額で6,000円、節、法定福利費で26万5,000円をそれぞれ減とするものであります。

目4減価償却費は、19万6,000円を追加し、補正後の額を7,406万9,000円とするもので、資産額の確定によるものであります。

続いて、次のページ、2ページを御覧ください。項3特別損失、目1その他特別損失は、企業債の償還に伴う補償金として30万円を追加するものであります。

続きまして、3ページにまいります。資本的収入及び支出であります。款1簡易水道事業資本的支出は、3,877万3,000円を追加し、補正後の額を1億5,216万9,000円とするものであります。

項2目1企業債償還金は、令和4年度に実施した道営事業の一部が未実施となったことに伴い、村の負担額に対し余剰となる企業債を償還するものであります。3,877万3,000円を追加するものであります。

4ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 1ページ、上の表、収入の款1項1目1水道使用料のマイナス613万1,000円の件ですけれども、総体ではこの金額ということなのですが、もし分かればこれの内訳、要するに業務用、営農用、酪農用の対象件数が何件あって、それぞれの事業所ごとにどのくらい減免額があるのかという部分について、もしも分かれば説明いただきたいと思います。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 まず、免除となる金額でございますが、1事業所当たりの免除となる金額につきましては、1か月分の基本料金に実施月数、7月分から10月分の4か月分を乗じた金額となります。業務用及び営農用につきましては、1事業所当たり4か月分合わせまして1万4,720円、酪農用につきましては1事業所当たり4か月分で3万6,800円免除となるものでございます。また、免除となる事業者数につきましては、業務用で104件、営農用で150件、酪農用で65件を見込んでおります。

以上でございます。

○議 長 4番、斎藤要子さん。

○4番斎藤要子議員 村民の方からご要望をお聞きしております。

1ページとの関係で事業者への水道関係の事業関係の支援があるというご説明がありました。では、事業者ではない一般住民の方に対しては、最近新聞等々で芽室町であるとか帯広市の案件がご紹介されていると思いますけれども、いかがなものか。更別でも同様の措置はありませんかご意見をお預かりしております。お考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 今回の水道料金につきましては、原油価格高騰及び物価高騰の影響を受けている事業者への支援として、水道料金の基本料金につきまして、4か月間免除するというものでございます。

一方、事業者以外の方、一般の村民の方に対しましては、一般会計のほうからクーポン券の発行でそちらのほうでまず支援をさせていただきたいというふうに考えて、今回このような提案をさせていただいたものでございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今の答弁、もうちょっと詳しくお聞きしたいのですが、今、クーポンでいうなら住民の方にはということで、1人5,000円ということで、一度5,000円をあげてという形なのですが、これ事業者の水道料金になってくると、4か月分ということで、やはりその分の差は大分あるかなということも考えられます。また、同じように水道代やほかの灯油代、燃料に関わるその他もろもろのものも値上げということも考えていけば、今回のクーポンのみならず、そういった水道、電気含めた中で住民への補助というものも必要になってくるのではないかなと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 今回につきましては、限られた財源の中、また国からの補助金、そういったものを活用して、財源等を確認した上での支援ということでございます。

水道料金のほうにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらのほうを活用したものだということふうに考えております。

また、今後必要だと思われるものにつきましては、その時々状況に応じまして、必要な財源、あと道、国、そういった補助金を活用できるようであれば、そちらのほうでまた検討していきたいというふうに考えております。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ご答弁ありがとうございます。

やはりこの物価高騰、燃油などの高騰で大変苦慮している住民がたくさんおられますので、ぜひ前向きに検討していただければと思っております。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今、新型コロナの関係の交付金ということで水道料金4か月ということで、一応これは事業所向きということで、住民に向けてはクーポン券も含めた中で物価高

騰対策をするという話なのですが、この新型コロナウイルスの予算についても、ほぼ今年度で違う形に変わってくるのかなとなると、今後の継続の部分に関しては、一般財源を使うのか基金を使うのか、いろんなやり方が多分出てくるのかなと。だから、むやみに皆さんに助成をするということもなかなか厳しい状況にある中で、今後その辺の線引きというのか、その辺はすごく重要性があって、やっぱり平等性というものを保たなければ、これはやっぱり住民としての納得感という部分に関しては、相当いろいろと今後出てくるのだろうなど。これから電気料も、今、6月から上がって、相当厳しい状況で皆さんいるわけで、でも、だからといって、太陽光を使っている住宅と普通の灯油等を使っている住宅とでは、またこれも格差が出てくることもあるわけで、ガス等を使っているところと。だから、この辺の平等に支援するよという形は、なかなかすごく難しい部分があるので、その辺の住民に対する平等性というものをどこまで考えて、支援策を考えていくのか。もちろん国や道のいろんな施策の予算を使うことも含めて、もしそれがなければ、一般財源でいくのか基金を使うのかふるさと納税を使うのか、いろんなやり方があるので、その辺で大枠でいいので、こういう考えをしていますよというものがもしあれば、対応の仕方としてあれば、なければ構わないです。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 確かに議員おっしゃるとおり、平等性というのは重要だというふうに認識しております。ただ、本当に支援が必要な方々に対して、役場としては支援をしていきたいと考えております。ただ、限られた財源の中でどういった支援ができるのか、それは今後検討していきたいと思っておりますし、議員の方々、村民の方々の意見を踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第63号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第64号

○議長 日程第7、議案第64号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第64号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開きいただきたいというふうに思います。収益的収入及び支出の収入であります。款1下水道等事業収益は、5万9,000円を減額し、補正後の額を1億4,367万1,000円とするものであります。

項2営業外収益、目2一般会計補助金は、一般会計からの繰入額の減により24万7,000円を減額し、補正後の額を985万1,000円とするものであります。

目4長期前受金戻入は、18万8,000円を追加し、補正後の額を3,926万6,000円とするもので、令和4年度に取得した資産額の確定による増額であります。

続きまして、支出にまいります。第1款下水道等事業費用は、18万9,000円を減額し、補正後の額を1億8,852万3,000円とするものであります。

項1営業費用、目3総係費は、24万7,000円を減額し、補正後の額を1,029万1,000円とするもので、節、法定福利費引当金繰入額で1,000円の増、節、法定福利費で24万8,000円の減によるものであります。

目4減価償却費は、5万8,000円を追加し、補正後の額を8,672万1,000円とするもので、資産額の確定に伴う増額であります。

続きまして、2ページをお開きいただきたいというふうに思います。資本的収入及び支出の収入であります。款1下水道等事業資本的収入は、700万円を追加し、補正後の額を1億1,064万1,000円とするものであります。

項4補助金、目1国庫補助金は、700万円を追加し、補正後の額を880万円とするもので、農業集落排水事業における維持管理適正化計画の策定に対する国庫交付金によるものであります。

続きまして、支出にまいります。款1下水道等事業資本的支出は、700万円を追加し、補正後の額を1億1,064万1,000円とするものであります。

項1建設改良費、目1建設改良費等は、農業集落排水事業における維持管理適正化計画の策定に係る委託料として700万円を追加するもので、補正後の額を6,105万3,000円とするものであります。

3ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第64号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件  
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月7日、1日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月7日、1日間を休会することに決定しました。

#### ◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時15分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年 6月 6日

更別村議会議長

同 議員

同 議員